

新

(漁具・漁法の制限)

第3条 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
あ ゆ	竿釣（友釣、毛針釣）	<u>ルアーおよびリールは使用禁止</u>
	さて網	周囲 1.3メートル以下 目合 3センチメートル以上
やまめ いわな	竿釣	

(遊漁期間・区域)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が公表した解禁日から <u>10月15日まで</u>
やまめ・いわな	2月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

旧

(漁具・漁法の制限)

第3条 表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれの中欄の漁具・漁法により右欄の規模の範囲内でなければならない。

魚 種	漁具・漁法	規 模
あ ゆ	竿釣（友釣、毛針釣）	
	さて網	周囲 1.3メートル以下 目合 3センチメートル以上
やまめ いわな	竿釣	

(遊漁期間・区域)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	組合が公表した解禁日から11月30日まで
やまめ・いわな	2月1日から9月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁承認証取扱店に掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内はしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
竿釣	笙の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域	解禁日から10月15日まで
	笙の川橋下流端から笙の川本流と木の芽川との合流点までの区域	9月1日から10月15日まで
さて網	笙の川橋下流端から河口までの区域及び笙の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から10月15日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の漁具・漁法によるあゆの採捕は、同表中欄の区域内においては、同表の右欄の期間内はしてはならない。

漁具・漁法	区域	期間
竿釣	笙の川本流と木の芽川との合流点から河口までの区域	解禁日から11月30日まで
	笙の川橋下流端から笙の川本流と木の芽川との合流点までの区域	9月1日から11月30日まで
さて網	笙の川橋下流端から河口までの区域及び笙の川本流と五位川との合流点から堂橋上流端までの区域	解禁日から11月30日まで
	上記以外の区域	解禁日から9月4日まで